令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
1 自治会等の地域コミュニティについて	1	「市のやるべきこと」と「自治会（区）の役割」について、実践的な形で周知する定期的な勉強会の開催を要望する。また、区長が判断に苦慮した際に相談できる、市の「駆け込み寺」的な相談窓口の設置を検討してほしい。	市民協働部 （市民活動支援課）	ご要望の趣旨は、市と自治会の役割分担や地域課題への具体的な対応について、区長の皆様が判断に迷われる場面があることから、より実践的な勉強会の開催を求めるものと認識しております。 このため、毎年開催している講演会について、内容の見直しと充実を図り、より実践的な勉強会として開催できるよう、区長会連合会と協議しながら検討してまいります。 また、相談窓口につきましても、判断に苦慮した際にまず相談できる場の必要性は重要であると認識しております。 現在は市民活動支援課がその窓口となっておりますので、まずはご相談をお受けし、必要に応じて関係部署と連携しながら対応してまいります。
	2	自治会の役員はなり手が減り、特に自治会長はなり手がおらず、長く自治会長を続けている会は先行きや継続性が危ぶまれます。しかし中には運営に工夫をしている自治会や他県では自治会の仕事を請け負うNPO法人もあると聞いている。市では自治会の現状を調査していますか。しているなら公開していただきたい。	市民協働部 （市民活動支援課）	自治会の現状につきましては、担い手不足を背景とした役員の固定化が進み、自治会運営の持続可能性が課題となっているものと認識しており、市としても実態把握に努めております。 本年8月に、自治会のデジタル化の現状とニーズ把握のためのアンケート調査を実施したほか、孤立可能性集落を対象とした災害対策に係る支援策の調査、各自治会の予算書をもとにした自治会費の状況把握などを行っております。 これらの結果につきましては、個人情報や個別団体への配慮を行った上で、公開可能な内容は市ホームページ等によりお示ししてまいります。 併せて、先進的な取組を行う自治会や他自治体の事例についても情報収集を進め、区長会連合会と共有しながら、支援方法について検討してまいります。
	3	加入率が50％を大きく割り込む自治会から消防団、交通安全委員会など負担金をだすことは、つまり少数の自治会員が、全体の仕事を行う団体に負担金を課すには矛盾が大きくなっている。市民が支えることにある程度意味があるのでしょうが、それであれば、市からもっと活動費を出して、自治会からの負担金は大きく減らすべきだと考える。	市民協働部 （市民活動支援課）	自治会加入率が低下している中で、自治会加入者のみが地域全体に渡る各種団体の運営費を負担していることについては、市としても課題であると認識しております。 このような状況を踏まえ、昨年度から緑の羽根募金や港まつり市民協賛金へのご協力のお願いを取りやめるなど、自治会員の財政負担軽減に努めているところでございます。 また、市から自治会に交付している自治振興交付金につきましては、これまで自治会加入世帯数に応じた金額を交付しておりましたが、今後は区域内の実世帯数に応じた金額を交付する仕組みへの変更を検討することで、負担の均衡を図りたいと考えております。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
1 自治会等の地域コミュニティについて	4	昨年度意見の「自治会の維持方法として、自治会に加入している者とそうでない者との差別化を図る以外、自治会を維持していく方法はないと思う。他に妙案があったら是非、示してほしい」について、「自治会加入の有無により、行政において差別化を図ることはできないものと考えております。」との回答であったが、それであれば、各地域社会福祉協議会が開催する敬老会の費用を市が全額負担してほしい。	福祉部 （高齢者福祉課）	本市の委託による敬老会事業に加え、各地区社会福祉協議会において独自に事業費を上乗せし、敬老会事業の充実を図っていただいていおります。敬老会をより良いものとするため、地域の皆様のご尽力により工夫し実施していただいていることにつきまして、感謝申し上げます。 なお、地区社会福祉協議会において、敬老会事業にどの程度の事業費を充てるか、また、他の事業とのバランスをどのように図るかにつきましては、それぞれの地区社会福祉協議会において、理事会や総会等を通じてご検討いただければ幸いです。
	5	自治会から木更津市社会福祉協議会への会費を1世帯300円から100円に減額し、不足分を市の一般会計から補填することを要望する。	福祉部 （福祉相談課）	木更津市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に確認したところ、社協の会費は、地域住民が主体となって地域福祉を支えるための貴重な財源であり、生活困窮者への支援や災害ボランティアセンターの運営、福祉団体への活動支援など、幅広い事業に活用しているとのことでございました。 また、会費は単なる資金源ではなく、住民参加による支え合いの仕組みを支えるものであることから、会費の減額や市の一般会計による補填については、住民主体という社協の理念や財源のあり方を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。 市といたしましても、会費の趣旨や使途について、社協と連携し、より一層の周知と丁寧な説明に努めてまいります。
	6	木更津市社会福祉協議会の経費(支出)を再検討すべきである。社会福祉に使うお金は充分に使うべきでありますが、不必要な支出は無いか真剣に考える必要があると思う。	福祉部 （福祉相談課）	社協に確認したところ、予算や決算につきましては、理事会や評議員会において審議・決議されているほか、法令等に基づく監査や市の監査委員による監査などを通じて、適正な運営に努めているとのことでございました。 市といたしましても、社会福祉に関する貴重な財源が適切かつ効果的に活用されることが重要であると認識しております。 今後も、社協に対し、事業内容や経費の適正な執行について確認するとともに、会費の使途の見える化や丁寧な説明に努めるよう働きかけてまいります。
	7	全地域にまちづくり協議会が設立された現在、市が各地区のまちづくり協議会に求めるもの、今後の方向性について伺う。今まで通りに自分達の活動を見守って頂けるのか、それとも何か市からの要望があるのかが知りたい。	市民協働部 （市民活動支援課）	市から一律に何かを求めるものではございませんが、それぞれの地域の実情に応じて課題を共有し、住民の皆様で話し合いながら、地域にふさわしい取組につなげていただければと考えております。 市といたしましても、各協議会の皆様の思いや地域の実情を丁寧に伺いながら、必要な支援を行い、地域とともに協働のまちづくりを進めてまいります。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
1 自治会等の地域コミュニティについて	8	市から転入者や集合住宅の大家や管理会社等へ自治会加入を呼びかけてほしい。また、アパート・マンション等の集合住宅について、自治会費の徴収にあたっては、大家または管理会社等から入居者へ加入・会費支払いについて周知し、徴収にご協力いただけるように、働きかけてほしい。	市民協働部 （市民活動支援課）	自治会加入促進については、平成２６年７月１日に一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部・木更津市区長会連合会・木更津市の３者により「自治会への加入促進に関する協定」を締結し取り組んでいるところでございます。 その協定に基づき、市内に所在する不動産管理会社等が、市内の住宅の販売、仲介、賃貸等をする場合において、入居者に対し自治会加入促進用チラシ等の配付を行い、自治会加入を促すよう取り組んでいただいております。 なお、集合住宅における自治会費の納入につきましては、不動産管理会社等に周知や徴収にご協力いただけるよう、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部を通じて働きかけてまいります。
	9	木更津市区長会連合会に加入していない自治会の扱いについて、連合会への分担金を納入していない分、自治振興交付金を減額するのはいかがでしょうか。	市民協働部 （市民活動支援課）	木更津市区長会連合会への加入は、自治会の自主的な判断に委ねられていることから、現時点では、加入の有無を理由に自治振興交付金を減額することは難しいと考えております。 今後も自治会の皆様のご意見を伺いながら、負担軽減や不均衡の是正に向けて、方策を検討してまいります。
	10	民生委員・児童委員はこれまで、市の各課や包括支援センターと緊密に連携しながら、地域住民への継続的な支援を担ってきた。その活動は、単に関係機関へ「つなぐ」だけにとどまらず、つないだ後も対象者の状況を見守り、市の各課や包括支援センターと連絡を取り合いながら、より良い支援へとつなげてきた。まさに、地域と行政をつなぐ重要な役割を果たしてきたと言える。 しかし、ある事例において、「子ども家庭支援課」より、「子どもに関することは学校へ直接連絡するため、民生委員には連絡しない」という回答があり、民生委員が困惑しているという話を耳にした。子どもの個人情報への配慮が必要であることや、子どもに関わることゆえに伝えられない内容があることは、理解できる。しかしながら、つないだ後の状況を一体誰が確認するのか、幼児や保護者が問題を抱えている場合はどう対応するのか、それも学校だけが対応するのかなど、支援の空白が生じることへの懸念は拭えない。学校の先生方もあらゆる手を尽くした末に、民生委員へ相談・依頼してきた経緯があるはずだ。そうした現場の実情を踏まえると、長年地域を支えてきた民生委員・児童委員の役割と信頼を軽視することにはならないか、強い疑問を感じざるを得ない。 民生委員・児童委員は、行政だけでは届きにくい地域の実情を把握し、住民に最も近い立場で支援を続けてきた存在である。市として、民生委員・児童委員への信頼を改めて示すとともに、子どもや家庭に関わる支援においても、情報共有のあり方を丁寧に整理した上で、連携体制の維持・強化を強く求める。	こども未来部 （こども家庭支援課）	ご指摘の事例につきましては、すでに、こども家庭支援課と当該地区の民生委員・児童委員の皆様をはじめ、関係機関の方々と連携方策について協議を行っており、地区民生委員協議会の前後の時間を活用し、対面での情報共有をする場を設ける予定としているところでございます。 子どもや家庭に関する事例は、個別性が高く、個人情報への十分な配慮が必要である一方、支援の空白を生じさせないことも重要であると認識しております。 今後の対応にあたっては、民生委員・児童委員を地域と行政をつなぐ大切な存在として、現場の実情を踏まえまがら、事案ごとに適切な情報共有のあり方を整理し、円滑な連携の確保に努めてまいります。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
2 都市整備について	1	金田西地区への信号機の早期設置を要望する。	市民協働部 （地域共生推進課）	昨年度ご要望をいただいた際、市職員が現地を確認し、木更津警察署に要望いたしました。改めて木更津警察署に進捗状況を確認したところ、現在も検討中であると伺っております。
	2	中野畑沢線の整備進捗状況について伺う。	都市整備部 （土木課）	県施行の中野工区につきましては、令和１０年度の事業完了を目指し、現在、袖ヶ浦市との境を流れる浮戸川に橋を架けております。市施工の桜井工区につきましては、調整池の整備が終わり、令和８年度は掘削工事を実施いたします。引き続き用地取得、道路工事を進め、残り１０年程度かかるものと考えております。 中央工区は、引き続き用地取得を進めてまいります。
	3	中郷地区交通状況(アクアライン側道、県道木更津根形線、市道114号線等)は毎年増加しており、中郷小学校周辺の地区は、最も危険な路線となっている。40年来の約束となっている、袖ケ浦市、平成通りからの都市計画道路(平成通りからアクアライン側道十日市場地先まで)の早期実現を要望する。	都市整備部 （土木課）	中郷小学校周辺の有吉地区においては、県道に接続する市道１１４号線の歩道整備のため、令和５年度から現況測量・実施設計に着手しており、令和８年度は引き続き用地取得を進めてまいります。令和９年度は道路改良工事を実施する予定でございます。 都市計画道路３・３・１６号中里曽根線の整備につきましては、現在事業中である他の都市計画道路の進捗状況の確認と早期完了を目指しながら、整備時期を検討していきたいと考えております。
	4	小櫃堰の作った排水路は農業耕作者の減少により雑草が多く生え、特に金田西雨水ポンプ場近くの排水路は土砂が堆積し水路の中に雑草が生えている。このままの状態が続くと災害発生も考えられるので対応をお願いしたい。	経済部 （農林水産課）	当該排水路は小櫃堰土地改良区の受益範囲に属することから、その維持管理は同土地改良区が担うこととなります。 農業耕作者の過度な負担とならないよう、補助金等の活用も含めた調整を図りながら、浚渫及び除草作業が適切に実施されるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。
	5	小櫃川沿いの桜並木の整備・管理を市が主体となって実施することを要望する。	都市整備部 （土木課） （管理用地課）	小櫃川沿いの道路及び桜並木につきましては、市（都市整備部）が管理するものではありません。今後、河川管理者である県君津土木事務所に桜並木の整備経緯、管理主体について確認のうえ、対応を検討してまいります。
	6	大雨時の内水氾濫箇所の調査および下流の掘削・土管の確認をしてほしい。	都市整備部 （土木課） （下水道推進室）	大雨の際、道路冠水に伴う通行止めを実施しており、事前の対応として、排水路等の清掃を行っております。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
3　環境整備について	1	カラス被害対策として、スチール製等のゴミ箱の設置を推進するための補助金制度の創設を要望する。	環境部 （資源循環推進課）	ごみ箱の設置はカラス対策に有効ですが、ごみステーションの多くが道路上に設置されているため、通行の支障となる懸念がございます。 そのため、市では、設置や撤去が容易なネットによる対策を推奨していることから、現状、ごみ箱の設置に対する補助は考えておりません。
	2	自治会・町内会が指定するゴミ箱設置に係る道路占用許可を、町内会による一括申請や簡易な手続きで速やかに許可してもらえる仕組みの整備を検討してほしい。	環境部 （資源循環推進課）	ごみステーションの新設・移動には「ごみ収集場所届出書」をご提出いただく必要がございます。 当該届出書はごみステーション１か所につき１枚が必要ですが、自治会代表者が複数個所分をまとめて提出することも可能でございます。 なお、届出後は道路交通法上の問題や収集への支障がないか審査を行うため、収集開始まで１０日ほどお時間をいただいておりますので、ご了承ください。
	3	木更津市では、１０世帯程度の利用として町内会（市政協力員）がゴミ置き場の設置申請、許可を得ているが、非会員世帯が当然のごとく利用しているので、ごみ置場は常にキャパオーバー状態となる。「ごみ置場の利用は、市民の権利」として、非会員に関わらず社会通念上のことで定着していますが、実情、町内会長（市政協力員）が取り纏め、ごみ置場候補地の所有者に頭を下げてお願いしているのが、今までの現状である。ごみの出し方は、自治会（町内会）会員の加入及び退会の直接要因に関わる必須案件であり、市民生活に密接に関わる問題でもある。このままでは自治会の存続や市政協力の向上に支障をきたしかねません。つきましては、ごみ置場の適正利用について市民の理解が得られるよう、木更津市としてのご理解とご協力をいただきたい。	環境部 （資源循環推進課）	市といたしましては、ごみステーションは自治会加入の有無に関わらず、利用者が協力し維持管理していただくという原則に基づき、全ての市民が当事者意識をもって適正利用に協力いただくよう、広報紙や市ホームページなど、あらゆる機会を通じて周知・啓発に努めてまいります。
	4	町内会が地権者の許可を得て設置・管理してきたゴミステーションが、土地の売却を機に不動産業者から移転を求められる。「その土地に住む方はどこにゴミを捨てるのか？」と問うと、「どこかのゴミステーションに捨てさせてもらう」との回答であった。「今まで設置していた場所に、アパートのようにゴミステーションを設置してほしい」と訴えても了承されず、他住民が困るので別のゴミステーション設置場所を探すが、新しくその土地に住む方が自治会に加入するとも限らない。住宅建築時にゴミステーションの利用先を確認する仕組みを整備してほしい。	環境部 （資源循環推進課）	一定規模以上の開発であれば事業者から事前協議がございますが、小規模な開発では事業者から相談がない限り把握が難しい状況でございます。 今後、転入者からの相談時には、ごみステーションは利用者全員で維持管理するものであることを丁寧に説明し、ご近所へお声がけの上、地域のルールに従ってご利用いただくよう案内してまいります。 また、不動産業者等を通じ購入者への周知をお願いするとともに、引き続き、ごみステーションの適正利用に関する周知・啓発に努めてまいります。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
4 防犯・防災対策について	1	本年度より、防犯カメラ設置事業補助金の交付申請が実施されているところですが、人気の少ない昼間の時間、また、夜間の公園内での犯罪抑止、事件を未然に防ぐためにも、公の場・公園には市として設置を是非お願いしたい。	都市整備部 （市街地整備課） 市民協働部 （地域共生推進課）	（市街地整備課） 公園内の防犯対策につきましては、施設被害や犯罪の発生状況を踏まえ、警察と協議のうえ設置の必要性を慎重に判断しております。現在は、トイレなどの施設被害が発生した場所について防犯カメラの設置を検討してまいります。 公園は市民の憩いの場であるため、設置個所につきましては慎重に検討し、効果的な運用を目指してまいります。 今後も地域の安全確保に向けて、区長会連合会をはじめとする関係者の皆様と連携しながら対応してまいります。 （地域共生推進課） 本年度から、防犯カメラ設置事業補助金を開始したところでございますが、市といたしましても防犯カメラの設置を進めており、現在、市内の道路や公共施設、公園等に１３０台以上の防犯カメラを設置しております。 各部署が所管する土地・施設等の防犯カメラを設置・管理しておりますが、地域共生推進課では、主に公道等（公園や駐輪場含む）に１２箇所２７台の防犯カメラを設置・管理しております。 また、令和９年度においては、２箇所５台の新設を検討しているところでございます。 防犯カメラ設置場所の選定にあたりましては、各種要望等の他、市内全域の犯罪抑止・未然防止及び捜査力の向上を目的に、木更津警察署からの犯罪発生状況や危険箇所等の情報を基に設置場所の候補やその重要度を総合的に検討し選定しております。 今後も、自治会や関係団体の皆様と連携を図りながら、防犯カメラの設置を着実に進めるとともに、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。
	2	小櫃川の水位上昇・高潮時を想定した対応訓練を実施してほしい。	総務部 （危機管理課）	小櫃川の河川管理者である千葉県と協議をしながら対応訓練等の実施について検討してまいります。
5 空家対策について	1	垣根（生垣根）、庭木の繁茂など放置されている空き家について、所有者の管理を再三お願いしてるが、全く改善されていない。所有者に対して、指導文書を送付し、指導を行っているとのことですが、改善がされていないのは、木更津市に対して完全な無視と思われますが…今後の対応を伺う。	都市整備部 （住宅課）	管理されていない空家等につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ管理不全の状況を説明する資料や助言書を送付し適切な管理をお願いしております。それでも特に危険で改善が全く見られない場合は、管理不全空家等（適切に管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空家等）への認定、指導、勧告などの措置を行ってまいります。

令和８年度対応方針

大項目	小項目	①要望事項	②担当部 （課等名）	③対応方針
6 公共施設整備について	1	公設卸売市場の旧市役所庁舎跡地への移転計画があるようだが、市場跡地に新庁舎を１つにして建設してはどうか。その方が便宜性が増すと思う。	資産管理部 （施設建設室）	市庁舎の整備につきましては、社会状況の変化に柔軟に対応するとともに、中心市街地の活性化と市民の皆様の利便性向上の両立を目指し、木更津駅直結の駅前新庁舎と、広い駐車場を備えアクセスしやすい朝日庁舎の２か所を整備しております。 朝日庁舎は本年１月に開庁し、駅前新庁舎は今年度中に設計を終え、建設工事に着手する予定です。引き続き、２庁舎体制による市民サービスの充実に努めてまいります。
	2	吾妻公園文化芸術施設の中規模ホールの機能の見直し（音楽利用に適した施設へ機能の見直し）を要望する。	資産管理部 （施設建設室）	ホールにつきましては、来場者が快適に音楽を鑑賞できるよう、内装には木材を使用し、音が広がりやすい工夫を施すなど、音楽を楽しめる設計としています。 また、舞台につきましては、出演者が円滑に公演を行うことができるよう、十分な広さを確保し、合唱や楽器演奏など多様な公演に対応することが可能です。さらに、屋外広場と一体的に活用することで、多彩なイベントの開催も可能です。 現在、設計は完了しており、令和９年２月頃の建設工事開始に向け準備を進めています。市民の皆様に長く親しまれる文化芸術活動の場となるよう、引き続き取り組んでまいります。
7 広報について	1	市広報紙の紙質を見直し、印刷コストを削減して他の施策へ財源を転用してはどうか。	企画部 （シティプロモーション課）	市広報紙は、市内各所への配架に適した耐久性や紙面の見やすさ、情報の伝わりやすさを総合的に勘案し、コスト面とのバランスにも配慮しながら発行しております。 ご指摘いただいた印刷コストの削減につきましては、今後も毎年見直しを行い、費用対効果を十分に勘案しながら、広報紙の発行を進めてまいります。